

年 月 日

台東区長 殿

建築主 住所
氏名

電話 ()

事前協議書

下記建築物について、台東区建築物環境衛生指導要綱施行要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて事前協議します。

記

1. 建築物概要

名 称	
建築場所（住居表示）	台東区 丁目 番 号
設 計 者	住所
	氏名 電話
	担当者
	電話 FAX
敷地面積	m ²
延床面積	m ²
高さ	m
用 途 (該当するものに、主用途に)	事務所・店舗・旅館・集合住宅（住戸数 戸、分譲・賃貸） その他（ ）
階 数	地上 階、地下 階
竣工予定	年 月

事前協議済 年 月 日 台東保健所 印

保健所收受印

2. 給水設備

基準	設計内容	確認	備考
(1) 貯水槽は、衛生上支障のない場所に設置し、安全かつ容易に保守点検ができる設備を有するものとする。	受水槽設置場所：別添図面のとおり 階段等 有・無、柵等 有・無 高置水槽設置場所：別添図面のとおり 階段等 有・無、柵等 有・無		
(2) 貯水槽の6面点検に支障のないように周囲のスペースを確保する。 (周囲・底部：60cm以上、上部：100cm以上)	周囲スペース cm 底部スペース cm 上部スペース cm		
(3) 貯水槽を屋内に設置する場合は、換気、照明、排水等の設備を備える。	換気設備 有・無、照明設備 有・無 排水設備 有・無		
(4) 貯水槽の容量は、次による。 ア．受水槽の容量は、1日使用水量の4/10～6/10を標準とする。 イ．高置水槽の容量は、1日使用水量の1/10を標準とする。	1日使用水量：別添計算書のとおり 受水槽容量 m ³ 高置水槽容量 m ³		
(5) マンホールの構造等は、次による。 ア．マンホールの直径は、60cm以上で防水型、鍵付きとし周囲から立ち上げる。 イ．貯水槽を屋外に設置する場合は、マンホールは密閉かつ堅固な構造とし、樹脂製のものにあっては2重ぶたとする。	別添仕様書のとおり マンホールの直径 cm カギ 有・無 2重ぶた 有・無		
(6) オーバーフロー管と給水管末端との間に、吐水口空間を確保する。	別添図面のとおり 吐水口空間 有・無		
(7) オーバーフロー管及び水抜き管は連結させず、排水口空間を確保する。	別添図面のとおり 排水口空間 有・無		
(8) オーバーフロー管及び通気管の開口部には耐食性防虫網を設ける。	防虫網 有・無		
(9) 飲用給水管には、他系統の管又は設備を直接連結しない。	飲用系統配管と接続する設備 有()・無 ボールタップ等 有・無		
(10) 増圧給水設備は、衛生上支障なく、かつ、保守点検が容易に行える場所に設置する。	別添図面のとおり		
(11) 建築物内には原則として直結給水栓を設ける。	直結給水栓設置場所()		
(12) 散水栓を設ける場合は、バキュームブレーカを取り付ける等の逆流防止の措置を講じ、壁付け等により地面から立ち上げ、地中埋設はしない。	散水栓設置場所() 逆流防止措置 有()・無 立ち上げ 有()・無		

給水設備：基準によることができない場合の番号及び理由記入欄

--

3. 排水設備

基準	設計内容	確認	備考
(1) 汚水槽、雑排水槽等（以下「排水槽等」という。）は、受水槽室と隣接しない位置に設け、排水が長時間滞留することのない容量とする。	別添図面のとおり 汚水槽の容量 m^3 雑排水槽の容量 m^3		
(2) 排水槽等のマンホールの直径は、60cm 以上で防臭型とし、保守点検が容易に行える位置に設ける。	別添図面のとおり マンホールの直径 cm		
(3) 排水槽等内面のマンホール直近の場所にフックを設ける。	フック 有・無		
(4) 排水ポンプには規定時間内で自動的に運転させることができる装置を設置する。	タイマー 有・無		
(5) 営業用厨房を設置する場合は、保守点検の出来る位置に3槽式阻集器を設ける。	営業用厨房 箇所 3槽式阻集器 箇所		
(6) 排水管には、適切な位置に掃除口を設ける。	別添図面のとおり 掃除口 箇所		
(7) 雨水排水立て管は、独立して設ける。	別添図面のとおり		
(8) 排水ますは、保守管理及び清掃の容易な構造とする。	別添図面のとおり 排水ます 箇所		

4. 空気調和・換気設備

基準	設計内容	確認	備考
(1) 空気調和機は、その周囲に十分な点検スペースを確保し、かつ、保守点検が容易に行える場所に設置する。	別添図面のとおり		
(2) 外気取入口は、新鮮な空気を取り入れられるよう道路排気ガス等の影響を受けない位置に設置する。	別添図面のとおり 外気取入口と排気口の最短距離 m ベントキャップ等 有・無		
(3) 排気口は、外気取入口及び近隣に影響を与えない位置に設置する。	別添図面のとおり		
(4) 外気導入量は、設計人員1人当たり $25 m^3/h$ 以上とする。	別添計算書のとおり		
(5) 空気清浄装置及び加湿装置は、十分な性能を有するものとする。（浮遊粉じん： $0.15mg/m^3$ 以下、相対湿度：40%以上70%以下を維持できる性能）	別添計算書のとおり		
(6) 駐車場、湯沸室、浴室、便所、喫煙所等には換気設備を設ける。	駐車場 箇所、換気設備 有・無 浴室 箇所、換気設備 有・無 便所 箇所、換気設備 有・無 喫煙所 箇所、換気設備 有・無		
(7) 機械換気設備を設置しない居室等には、自然換気口を適切な位置に設ける。	別添図面のとおり		
(8) 厨房及び台所には、グリスマルター付き排気フードを設ける。	厨房 箇所、台所 箇所 グリスマルター付き排気フード 有・無		
(9) 24時間換気設備を設ける場合は、十分な性能を有するものを設置する。	別添仕様書のとおり		

排水設備及び空気調和・換気設備：基準によることができない場合の番号及び理由記入欄

--

5．廃棄物保管場所

基 準	設計内容	確認	備考
(1) 廃棄物・再利用対象物を分別して保管するのに十分な広さを有するものとする。	廃棄物保管場所面積 m ² 再利用対象物保管場所面積 m ²		
(2) 収集・搬出入が容易に行える場所とする。	別添図面のとおりに		
(3) 不燃性材料で区画された構造とし、換気・照明設備を設ける。	別添図面のとおりに 換気設備 有・無、照明設備 有・無		
(4) 廃棄物保管場所には、バキュームブレーカを取り付ける等の逆流防止の措置を講じた給水栓及び排水口を設置する。	給水栓 有・無 逆流防止措置 有()・無 排水口 有・無		
(5) 防虫防そ構造とする。	防虫網 有・無		

廃棄物保管場所：基準によることができない場合の番号及び理由記入欄

--

6．化学物質（ホルムアルデヒド等）対策

基 準	設計内容	確認	備考
化学物質放散量の少ない建材、什器を選定する。	別添仕様書のとおりに		

化学物質（ホルムアルデヒド等）対策：基準によることができない場合の理由記入欄

--

添付書類：案内図、配置図、平面図、立面図、貯水槽容量計算書、貯水槽詳細図または仕様書、給水設備図、排水設備図、換気設備図、24時間換気設備仕様書、化学物質対策仕様書、空調調和設備系統図、外気導入量計算書、除じん効率計算書、加湿効率計算書、その他必要書類

(備 考)

--